

令和7年度
古賀市一般廃棄物処理実施計画

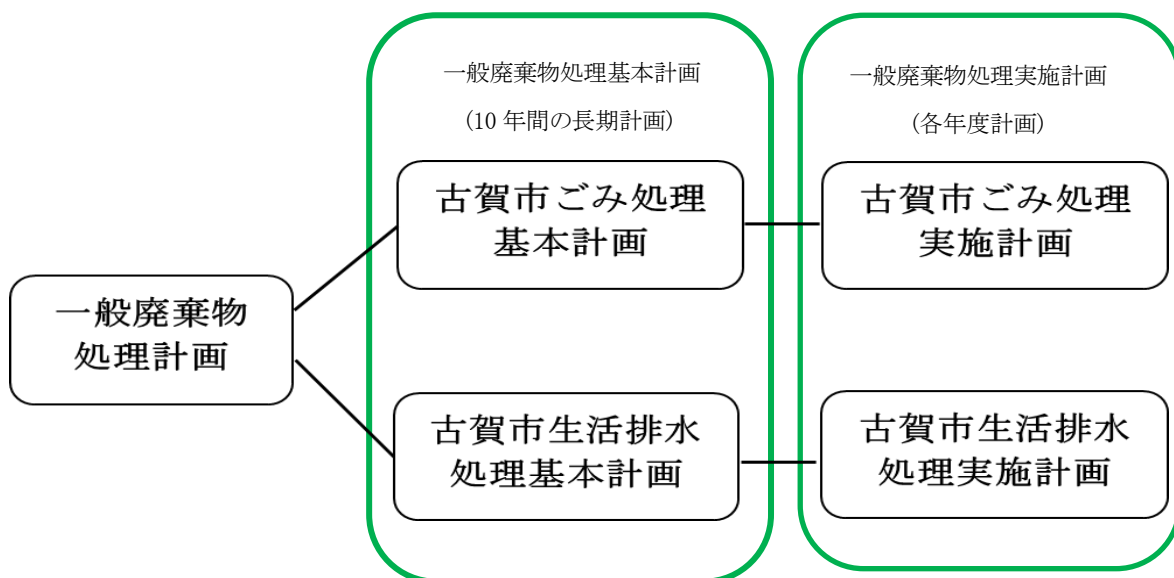
古賀市 環境課

第1. 計画の基本事項

1. 計画の位置づけ

一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されています。また、それぞれの計画は、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）で構成されています。

本市における古賀市一般廃棄物処理実施計画は、古賀市ごみ処理実施計画と古賀市生活排水処理実施計画をあわせたものとなっています。



【図1 一般廃棄物処理計画の構成】

2. 基本方針

本市では、社会情勢や国の動向、関係計画等をふまえ、第3次古賀市ごみ処理基本計画の基本理念「資源を有効に活用する循環型社会の形成」を推進するため、次の施策について取り組みます。

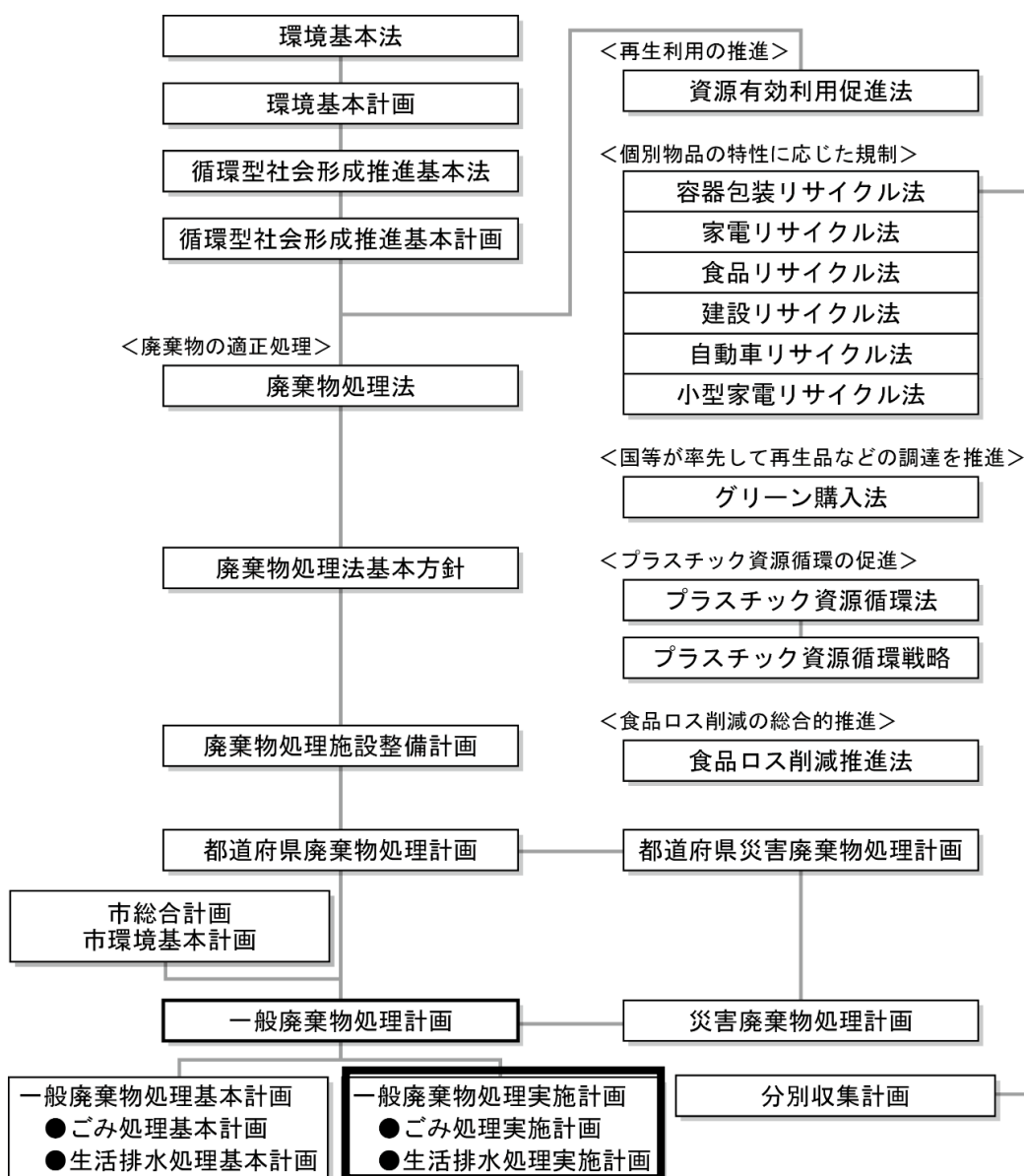
- (1) 生活系ごみ対策
- (2) 事業系ごみ対策
- (3) 市民・事業者・市のパートナーシップづくり
- (4) 資源循環に関する環境教育・普及啓発の充実
- (5) ごみ処理に関する体制整備の推進

また、古賀市生活排水処理基本計画の基本理念「生活排水を適正に処理して身近な公共用水域の水質改善を図るため、生活排水対策に取り組み、地域住民の理解と協力のもとに、生活環境にとって快適で豊かな水環境の形成」を推進するため、次の施策について取り組めます。

- (1) 生活排水処理施設の整備推進
- (2) 生活排水対策の普及啓発の促進
- (3) し尿等の適正処理の推進

3. 計画期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4. 計画区域：古賀市全域



【図2 一般廃棄物実施計画と他の計画との関係】

第2. 古賀市ごみ処理実施計画

1. ごみの発生抑制等のための方策

本市では、4（リフューズ（Refuse：発生回避）、リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用））の促進を中心に、市民・事業者と連携し、「資源を有効に活用する循環型社会の形成」を推進します。

（1）ごみ処理の有料制

ごみの排出者としての責任を明確にするとともに負担の公平性を確保し、一人ひとりがごみ減量・リサイクルの行動を起こすきっかけをつくるために導入した、ごみ処理の有料制を継続します。

（2）再資源化対策

以下の取組みを中心とし、ごみの再資源化を促進実施します。

【主な再資源化対策】

①	地域別分別収集	自治会と共働し、資源としてリサイクルできるものを地域別分別収集会場で月1回の分別収集を実施する。
②	エコロの森分別収集	エコロの森（古賀清掃工場）で、月2～3回の分別収集を実施する。また、併せて古紙類の回収も行う。
③	市役所分別収集	市役所駐車場で月2～3回の分別収集を実施する。
④	古紙回収倉庫の設置	市内4箇所に設置している回収倉庫において、古紙類の回収を行う。
⑤	資源回収ボックスの設置	市内23箇所に設置している回収ボックスにおいて、紙パック、プラスチック製容器包装（食品トレイも含む）ペットボトルの回収を行う。
⑥	廃食用油の回収	市内6箇所において、廃食用油の回収を実施する。
⑦	小型家電回収ボックスの設置	市内7箇所に設置している回収ボックスにおいて、小型家電の回収を実施する。
⑧	剪定枝再生利用促進	剪定枝の再生利用促進のため、民間事業者施設への個人搬入を推進する。
⑨	小型充電式電池回収ボックスの設置	古賀市役所環境課窓口横に小型充電式電池回収ボックスを設置し、回収を実施する。
⑩	使用済みインクカートリッジ回収ボックスの設置	市内3箇所に設置している回収ボックスで、使用済みインクカートリッジの回収を実施する。
⑪	パソコン及び小型家電の宅配回収	リネットジャパンリサイクル株式会社との協定により、宅配便にて行うパソコン及び小型家電の回収を実施する。
⑫	プラスチック製使用済みペンリサイクルボックスの設置	古賀市役所環境課窓口横にプラスチック製使用済みペンリサイクルボックスを設置し、回収を実施する。

⑬	再生利用業の指定	事業系一般廃棄物のリサイクルを促進するため、要件を満たす事業者に対して再生利用業の指定を行う。
---	----------	---

(3) 事業系ごみ対策

以下の取組みを中心とし、事業系ごみ対策を推進します。

【主な事業系ごみ対策】

①	事業系一般廃棄物の適正処理	事業者及び一般廃棄物許可業者が関連法令及び市の計画等に従い廃棄物の適正な排出及び処理を行うよう指導する。
②	多量排出事業者に対する啓発・指導	多量排出事業者に対して、廃棄物管理責任者の選任と事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書の作成、提出を義務づける。
③	ごみ減量化推進優良事業所の認定	ごみの適正処理・減量・資源化に積極的に取り組んでいる事業所を、申請に基づいて「古賀市ごみ減量化推進優良事業所」として認定、周知を行うことで、減量化等に対する意識の高揚を図る。
④	事業所訪問	事業所から排出されるごみの適正処理・減量・資源化の指導をする。
⑤	再生利用業の指定	事業系一般廃棄物のリサイクルを促進するため、要件を満たす事業者に対して再生利用業の指定を行う。

(4) ごみ減量・リサイクルに関する普及啓発

広報誌等による情報発信や各種講座の開催等を中心にごみ減量・リサイクルに関する普及啓発を推進します。

【主な普及啓発取組】

①	広報誌等による情報発信	ごみの分け方・出し方及びごみ減量・リサイクル等に関する啓発を広報こがやホームページ等で情報発信することで、ごみ減量意識の醸成を図ります。
②	ごみ減量・リサイクルに関する講座の開催	まちづくり出前講座、ダンボールコンポスト講座、分別収集困りごと講座、外国籍市民を対象としたごみの捨て方講座、親子体験講座
③	イベントでの啓発促進	本市のイベント等において、プラスチックごみ削減や食品ロス削減などの啓発を実施し、ごみ減量化・資源化を推進します。
④	施設見学の推進	ごみの処理状況を直接見て体験することによって、ごみの減量や分別意識の向上につなげるために、玄界環境組合と連携し、ごみ処理施設の見学や施設内での体験学習を推進します。

(5) 不適正処理防止

一般廃棄物を適正に処理するため、不法投棄や野外焼却といった不適正処理を防ぐ取り組みを推進します。

【主な不適正処理防止の取り組み】

①	不法投棄対策	不法投棄防止について市民・事業者へ周知を図るとともに、日中・夜間のパトロール巡回活動を継続する。また、地域・警察と連携を図りながら不法投棄をさせない環境づくりを構築する。
②	野外焼却の防止	法律で禁止されている野外焼却を防止するために、関係機関と連携し、市民・事業者への啓発・指導を強化する。

(6) 清掃活動等の推進

「アダプトプログラム」による市内事業者を中心とした団体の積極的な美化活動、「ラブアース・クリーンアップ」をはじめとした市民・事業者による海岸の一斉清掃、ボランティアによる清掃活動等を推進し、支援します。

【主な清掃活動推進の取り組み】

①	アダプトプログラム	古賀市アダプトプログラム登録団体で、古賀市が管理している道路等の清掃活動に対し、ごみ袋の配布及び回収、コミュニティ活動災害補償制度申請の支援を行う。
②	ボランティア清掃活動支援	古賀市内の道路や公園、河川等をボランティアで清掃する個人または団体について、環境課窓口にてボランティア登録をされた方を対象に、ごみ袋の配布及び回収の支援を行う。

2. 生活系ごみの区分・排出方法等

本市における生活系ごみの区分及び排出方法等については、以下の通りです。

【ごみの区分及び排出方法】

区分		出せるもの・方法
可燃ごみ		<p>生ごみ（野菜くず・貝殻くず）、草木類、衣類、紙類、プラスチック類、紙おむつ等、使い捨てカイロ、保冷剤など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古賀市指定ごみ袋に入れ、結び口を結び、午前7時までに集積所等の決められた場所に出す ・自宅前が収集道路の場合は、道路際の見えやすく、敷地に立ち入らずに回収できる位置へ出す
資源ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・びん ・ガラス 	<ul style="list-style-type: none"> ・中身を空にして洗って出す ・分別収集会場のコンテナへ
	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料缶 ・ペットボトル 	<ul style="list-style-type: none"> ・中身を空にして洗い、つぶさずに出す ・分別収集会場のエコバッグへ
	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製容器包装 ・梱包材 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚れを取り除き洗って乾燥させ、梱包材は20 cm角程度の大きさに割って出す。 ・分別収集会場のエコバッグへ
	<ul style="list-style-type: none"> ・紙パック 	<ul style="list-style-type: none"> ・洗って開き、乾燥させる ・分別収集会場のコンテナへ
	<ul style="list-style-type: none"> ・陶磁器 ・乾電池 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚れ（包んでいた紙や袋）を取り除いて出す ・分別収集会場のコンテナへ
	<ul style="list-style-type: none"> ・蛍光管 	<ul style="list-style-type: none"> ・割らずに出す ・分別収集会場のコンテナへ
	<ul style="list-style-type: none"> ・金属混合物 	<ul style="list-style-type: none"> ・塗料缶や油缶などは中身を空にして出す ・分別収集会場のコンテナへ
	<ul style="list-style-type: none"> ・スプレー缶 	<ul style="list-style-type: none"> ・中身を使い切って出す ・分別収集会場のコンテナへ
粗大ごみ		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭から排出される、市指定ごみ袋に入らない可燃性大型ごみで1 m×1 m×2 m以内のもの ・上記サイズを超える、収集車で運べる程度の家具 ・分別収集会場のコンテナ（100 cm×25 cm×15 cmまたは30 cm×40 cm×30 cm）に入りきらない不燃性ごみ ・陶器、コンクリート等と金属、木材等との混合素材大型ごみ（例：洗面台、コンクリート台付き物干し竿、プラスチックコーティング漬物石など） ・収集業者へ申込み、指定日の午前7時までに粗大ごみ処理シールを貼り付け、収集路線へ出す

※臨時に排出されるごみは、直接処理施設へ搬入するか、市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者に依頼する。

【一般廃棄物施設への直接搬入】

分別区分	出し方
特定家庭用機器廃棄物（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）	製品の購入店もしくは買い替え店に費用を支払い引取りの依頼をする。不明な場合、市内協力店もしくは市の一般廃棄物収集運搬許可業者へ処理を依頼
パソコン	協定締結先であるリネットジャパンリサイクル株式会社の宅配回収もしくはメーカーによる回収

【回収拠点での資源ごみ収集】

分別区分	主な回収拠点
紙パック	市の施設など23箇所に設置している資源回収ボックス
ペットボトル	
プラスチック製容器包装	
古紙類 (新聞紙・雑誌・雑がみ・ダンボール)	市内の施設など4箇所に設置している古紙回収倉庫
廃食用油	市役所環境課・サンコスモ古賀、隣保館（ひだまり館）・千鳥苑・ししぶ児童センター窓口、サンリブ古賀店
小型充電式電池	電器店等の店頭回収または市役所環境課窓口
使用済みインクカートリッジ	市の施設など3箇所に設置している回収ボックス
剪定枝等（※処理費負担での直接搬入）	（株）林田産業グリーンリサイクルセンター
水銀体温計	市役所環境課窓口
珪藻土製品	市役所環境課窓口（自主回収を発表しているメーカー等で石綿が含有されていないことが確認されたものに限る。）

【その他】

種類	方法
可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ	玄界環境組合古賀清掃工場へ直接搬入
不燃物（家庭から発生するコンクリート、瓦、タイル、陶磁器類土砂、ブロック、ガレキ）	古賀市環境課から搬入許可証の交付（有料）を受け、古賀市不燃物埋立地へ直接搬入

3. 事業系ごみの区分・処理

(1) 事業系ごみの区分

本市では、事業系一般廃棄物を可燃ごみと資源ごみに区分しています。

【事業系ごみの区分】

区分	出せるもの
可燃ごみ	事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物の可燃ごみ及び可燃性粗大ごみ
資源ごみ	事業所で発生した事業系一般廃棄物に該当する資源ごみ

(2) 事業系ごみの処理

事業系ごみは、自らの責任において以下の内容に即し適正処理するものとします。

- ① 市の処理施設に直接搬入する場合は、関係法令の規定による基準に従い、生活環境の保全上支障が生じないように行う。
- ② 市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者と収集運搬の契約をする。

また、廃棄物の再生利用等を積極的に行うことにより、事業系一般廃棄物の減量に努めるものとします。

4. 一般廃棄物の収集運搬

本市で計画収集している生活系一般廃棄物については、市が委託契約する業者が収集運搬します。一部の処理困難物を除く他の一般廃棄物については、市が許可する業者が収集運搬します。

【生活系一般廃棄物の収集運搬を市が委託する者】

業者名	住所	委託の区域	委託期間
(株)古賀環美サービスセンター	古賀市筵内1522	下記以外の市内全域	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
コスモス環境(株)	古賀市川原959番地4	中川区（国道495号線より西側）、 花見南区、花見東1区、 花見東2区、 北花見区	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

【市長が許可する一般廃棄物収集運搬業者】

業者名	住所	一般廃棄物の種類	許可期間
(株)古賀環美サービスセンター	古賀市筵内1522	じん芥収集運搬	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで
古賀衛生工業(株)	古賀市川原968番地2	し尿収集運搬	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで
コスモス環境(株)	古賀市川原959番地4	し尿・浄化槽汚泥 収集運搬	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで
環境開発工業(株)	古賀市川原968番地2	浄化槽汚泥収集運搬	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで
(株)林田産業	福津市中央5丁目12番1号	し尿・浄化槽汚泥 収集運搬	令和5年9月1日から 令和7年8月31日まで
(有)津屋崎サニタリー	福津市宮地浜3丁目29番15号	し尿・浄化槽汚泥 収集運搬	令和5年9月1日から 令和7年8月31日まで

※許可業者数は、現状の収集運搬量等を勘案して既存の範囲内とする。

また、本市では事業系一般廃棄物のリサイクルを促進するため、リサイクルされることが確実と認められた一般廃棄物のみの収集又は運搬、処分を業として行う事業者に対し、再生利用業の指定を行います。

【再生輸送業の指定】

指定番号	指定期間	事業者名	所在地	取り扱う一般廃棄物の種類
7-1	令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで	株式会社 林田産業	福津市中央5丁目 12番1号	木くず、草、竹

5. 一般廃棄物発生見込量

本市における一般廃棄物発生見込量については以下の通りです。

【令和7年度一般廃棄物発生見込み量】

種類及び分別の区分		収集形態 (収集回数)	収集運搬主体 (収集運搬を実施する者)	発生量の 見込み	搬入先 (処理方法)		
ごみ	生活系	可燃ごみ	委託業者 (古賀環美サービスセンター) (コスモス環境)	10,154 t	古賀清掃工場 (焼却)		
		不燃物(陶磁器等)		拠点収集 (月1回(地域)) (月3回(エコロの森)) (指定日(市役所駐車場))	272 t	古賀市不燃物埋立地 (埋立)	
		粗大ごみ		戸別収集 (毎月指定日(有料))	204 t	古賀清掃工場 (焼却、再資源化) ※陶磁器のみ 古賀市不燃物埋立地 (埋立)	
	資源ごみ	びん		拠点収集 (月1回(地域)) (月3回(エコロの森)) (指定日(市役所駐車場))	600 t		
		ガラス					
		飲料缶					
		金属混合物					
		蛍光管					
		乾電池					
		ペットボトル					
		プラスチック製容器包装					
	事業系	可燃ごみ		個別収集 (その都度) (※1)	許可業者 (古賀環美サービスセンター)	5,285 t	古賀清掃工場 (焼却、再資源化)
		資源ごみ				224 t	
		粗大ごみ				63 t	
	直接搬入	可燃ごみ		直接搬入	—	968 t	古賀清掃工場 (焼却)
資源ごみ		直接搬入	—	211 t	古賀清掃工場 (再資源化)		
粗大ごみ		直接搬入	—	345 t	古賀清掃工場 (再資源化)		
	不燃物(陶磁器等)	直接搬入	—	140 t	古賀市不燃物埋立地 (埋立)		
拠点収集	古紙	拠点収集 (その都度)	再生業者	169 t	再資源化施設 (再資源化)		
	剪定枝等	拠点収集 (受入れ可能日時)	—	431 t	㈱林田産業 グリーンリサイクルセンター (再資源化)		
	廃食用油	拠点収集 (その都度)	再生業者	5 t	再資源化施設 (再資源化)		
	その他資源ごみ	拠点収集 (その都度)	再生業者	5 t	再資源化施設 (再資源化)		
その他	し尿(市内)	戸別収集 (月1~2回)	許可業者 (古賀衛生工業) (コスモス環境) (環境開発工業)	3,183 kl	古賀市海洋木苑		
	浄化槽汚泥・農集汚泥(市内)	戸別収集 (その都度) (※2)		6,496 kl			
	し尿(市外)	—	許可業者 (林田産業) (津屋崎サニタリー)	6,168 kl			
	浄化槽汚泥(市外)	—		1,416 kl			
	し渣・し尿汚泥	-	委託業者	305 t		古賀清掃工場 (焼却)	

※1 事業者が古賀清掃工場に直接搬入するか、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に依頼する。

※2 浄化槽法の定めにより収集する。

6. 一般廃棄物処理施設の概要

(1) ごみ処理施設

【玄界環境組合 古賀清掃工場】

○ 焼却処理施設

設置場所	古賀市筵内1970番地1
処理対象	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、下水・し尿汚泥
処理方式	キルン式ガス化熔融方式
処理能力	260t/日(130t/日×2基)

○ リサイクルプラザ

設置場所	古賀市筵内1970番地1
処理対象	資源ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ
処理方式	機械選別及び手選別、圧縮梱包
処理能力	48t/5h

(2) 最終処分場

【古賀市不燃物埋立地】

設置場所	古賀市青柳町444番地2
埋立対象物	陶磁器、残土、コンクリート、ブロック等 (食物等の有機物が付着したもの、灰やすすが付着したブロック等は対象外)
埋立方法	準好気式埋立
埋立地面積	7,412m ²
埋立容量	25,381m ³

【玄界環境組合 古賀清掃工場最終処分場】

設置場所	古賀市筵内1970番地1
埋立対象物	焼却残渣
埋立方法	クレーンによる積み増し工法
埋立地面積	1,770m ²
埋立容量	11,505m ³

7. 収集及び処理を行わない一般廃棄物

本市において収集及び処理を行わない一般廃棄物は、玄界環境組合古賀清掃工場及び古賀市不燃物理立地において処理が困難なものとなっています。

【適正処理困難物の種類及び事例】

適正処理困難物の種類	適正処理困難物
危険物	中身入りの消火器、ガスボンベ、金属性ボンベ、ガソリン、軽油、灯油等引火性液体、爆発物等
大型機具、機材	農業機械、農機具、太陽熱温水器、電気温水器、給湯器、太陽光パネル、ボイラー等
自動車・自動二輪車及びそれを構成する部品	自動車、自動車部品、自動二輪車、タイヤ、廃油、揮発性の油類、塗料、バッテリー等
毒物・劇物・薬品等	毒物薬品、化学薬品、農薬、医療関係品等
特定家庭用機器再商品化法の対象機器	ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマ式テレビ、エアコン、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機
資源有効利用促進法の対象機器	家庭用パソコン
医療系一般廃棄物	注射器及び注射針等の鋭利なもの、血液等が付着した感染性の危険が高いと思われるもの
その他適正な処理が困難なもの	ボウリング球、耐火金庫、石膏ボード、ピアノ、ワイヤー入りシート、ワイヤーロープ、魚網、ガラス繊維製品、強化プラスチック製品、灰やすすが付着したブロック等

8. その他一般廃棄物の処理に関し必要な事

(1) 他市町村からの一般廃棄物の処分の受託

委託市町村名	一般廃棄物の種類	予定数量	処分の方法	処分場所在地
福岡市	びん ペットボトル	5,959 t	選別処理 再資源化	古賀市薬王寺 1719-1 大和 株式会社

第3. 古賀市生活排水処理実施計画

1. し尿及び浄化槽汚泥・農集汚泥等の処理

し尿等の適正処理を推進するにあたり、くみ取りを要するし尿、浄化槽汚泥・農集汚泥については、許可業者が収集し、市の汚泥再生処理センター「海津木苑」へ搬入します。

【し尿、浄化槽汚泥の収集方法】

種類	区域	収集方法
し尿	千鳥（北区・南区・東区）、 病院区	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレを除き、市民、事業者の申込みによる収集ならびに定期収集を行う ・許可業者（コスモス環境㈱）による戸別収集
	上記以外の市全域	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業者の申込みによる収集ならびに定期収集を行う。（仮設トイレは市全域収集する） ・許可業者（古賀衛生工業㈱）による戸別収集
浄化槽汚泥・ 農集汚泥	市全域	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽清掃後の汚泥を許可業者が戸別収集する

2. 発生見込量

自治体名	種類	発生量及び 処理量の見込み
古賀市	し尿	3, 385 k l
	浄化槽汚泥・農集汚泥	6, 818 k l
福津市	し尿	6, 350 k l
	浄化槽汚泥	1, 458 k l

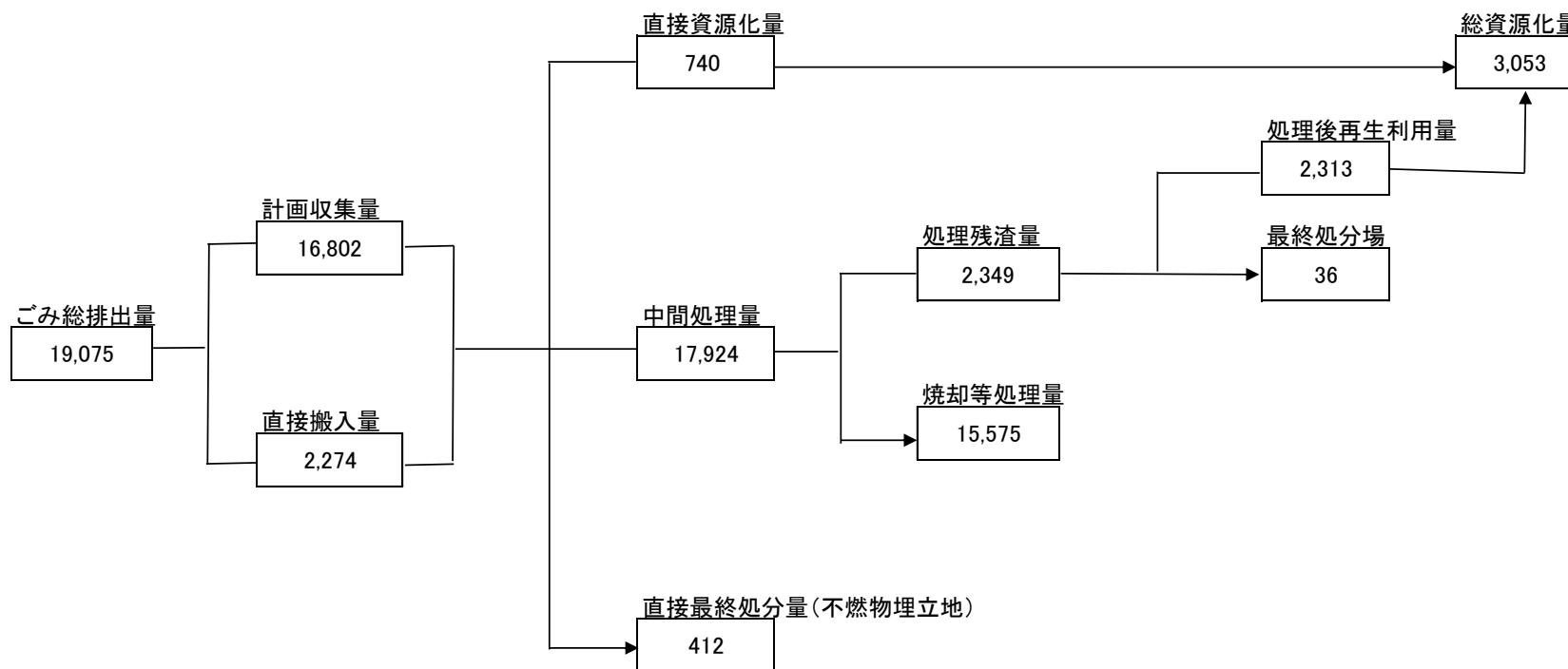
3. 汚泥再生処理センター海津木苑の概要

設置場所	古賀市鹿部459番地
処理対象	し尿、浄化槽汚泥、農集汚泥
処理方式	高負荷脱窒素処理＋下水道放流
処理能力	52 k l / 日

別図 第1

令和7年度ごみ処理計画フロー図(処理量の見込み)

単位:t



※単位未満は、原則として四捨五入しているため、総数と内訳の合計が合わない場合がある。

別図 第2

令和7年度し尿処理計画フロー図(処理量の見込み)

